

日本学生支援機構提出用
※ご記入いただいた情報は給付奨学金の自宅外通学の審査のために使用します。

賃貸借契約証明書（個人間）
兼居住証明書

所在地：

物件名：

契約者：

※ 賃貸借契約書上の借主（持家へ間借をしている等、賃貸借契約書が発行されない場合は家主と契約を行った人物）を記載して下さい。

入居者：

契約期間：

始期：西暦年月日

終期：西暦年月日

賃料：円／月

特記事項：

※ 生計維持者と奨学生本人の別居を証明するために作成する場合
①いつから、②奨学生本人が生計維持者とは別居であるのかの2点がわかるように特記事項に記載してください。

上記の契約者が私（貸主）と賃貸借契約を締結していること、および
当該物件に入居者が入居していることを証明します。

西暦 年 月 日

貸主：

印

※ 賃貸借契約書上の貸主（持家へ間借をしている等、賃貸借契約書が発行されない場合は家主）が証明して下さい。

住所：

連絡先電話番号：

日本学生支援機構提出用
※ご記入いただいた情報は給付奨学金の自宅外通学の審査のために使用します。

オレンジ色の欄については、入力による作成も可能です。

居住証明書
として使用する場合
(賃貸借契約書の添付資料と
して提出する場合)

賃貸借契約証明書（個人間） 兼居住証明書

①所在地：東京都目黒区駒場4-5-29

①物件名：駒場マンション3階301号

②契約者：育英 太郎

【記入上の注意】
① 賃貸借契約書記載の所在地・物件名を記入してください。
② 賃貸借契約書記載の借主(賃借人)氏名を記入してください。
③ 賃貸借契約書記載の物件に実際に入居している方の氏名を記入してください。
④ 賃貸借契約書記載の契約期間を記入してください。
賃貸借契約書が期限切れのため、期限を更新した証明として使用する場合は、給付始期を含む更新後の契約期間を記入してください。
⑤ 賃貸借契約書記載の家賃を記入してください。

※ 賃貸借契約書上の借主（持家へ間借をしている等、賃貸借契約書が発行されない場合は家主と契約を行った人物）を記載して下さい。

③入居者：育英 友

④契約期間：始期：西暦2024年4月1日
終期：西暦2026年3月31日

⑤賃料：30,000円／月

⑥特記事項：2024年4月1日より入居者は育英友1名である

⑥ その他記入例
・契約期間始期より上記入居者のみが居住している。

※ 生計維持者と奨学生本人の別居を証明するために作成する場合
①いつから、②奨学生本人が生計維持者とは別居であるのかの2点がわかるように特記事項に記載してください。

上記の契約者が私（貸主）と賃貸借契約を締結していること、および
当該物件に入居者が入居していることを証明します。

西暦2024年4月5日

⑦ 賃貸借契約書に記載されている貸主、管理会社又は仲介業者が証明してください。

⑦貸主：株式会社 支援機構不動産
代表取締役 奨学 一郎

印

※ 賃貸借契約書上の貸主（持家へ間借をしている等、賃貸借契約書が発行されない場合は家主）が証明して下さい。

住所：東京都江東区青海2-2-1

連絡先電話番号：03-2222-2222

日本学生支援機構提出用
※ご記入いただいた情報は給付奨学金の自宅外通学の審査のために使用します。

オレンジ色の欄については、入力による作成も可能です。

個人間契約書
として使用する場合
(持家に間借する場合)

賃貸借契約証明書（個人間）
兼居住証明書

① 所在地： 東京都目黒区駒場4-5-29

① 物件名： 駒場マンション3階301号

② 契約者： 育英 花子

※ 賃貸借契約書上の借主（持家へ間借をしている等、賃貸借契約書が発行されない場合は家主と契約を行った人物）
を記載して下さい。

③ 入居者： 育英 友

④ 契約期間： 始期：西暦 2024 年 4 月 1 日
終期：西暦 2026 年 3 月 31 日

⑤ 賃料： 30,000 円／月

特記事項：

※ 生計維持者と奨学生本人の別居を証明するために作成する場合
①いつから、②奨学生本人が生計維持者とは別居であるのかの2点がわかるように特記事項に記載してください。

上記の契約者が私（貸主）と賃貸借契約を締結していること、および
当該物件に入居者が入居していることを証明します。

西暦 2024 年 4 月 5 日

⑥ 持家へ間借をしているため、賃貸借契約書
が発行されない場合は家主が証明欄を記入し
てください。

⑥ 貸主： 奨学 太郎

印

※ 賃貸借契約書上の貸主（持家へ間借をしている等、賃貸借契約書が発行されない場合は家主）
が証明して下さい。

住所： 東京都江東区青海2-2-1

連絡先電話番号： 03-2222-2222